

# 国立健康危機管理研究機構の中期目標等について

厚生労働省 健康・生活衛生局 感染症対策部 感染症対策課  
国立健康危機管理研究機構設立準備室

# 国立健康危機管理研究機構 第一期中期目標案のポイント

国立健康危機管理研究機構法（令和5年法律第46号）第27条第1項の規定に基づき、令和7年4月から6年間の中期目標を定め、機構に指示する。第1期中期目標案のポイントは以下のとおり。

＜中期目標で指示した内容により、政府も含め実現する事項＞

## 1. 感染症有事における初動対応の強化

- ・ 感染症インテリジェンスのハブとなり、診療から調査分析・リスク評価までを一体的に行い、最初の数百例程度の知見（疫学・臨床情報、検体の解析による病原体の特徴等）を迅速に収集
- ・ 感染症の全体像、検査方法、診療指針等を速やかにとりまとめ

- ・ 隔離・待機期間等を迅速に決定
- ・ 全国の地衛研等・保健所・医療機関等への展開、国民への分かりやすい情報提供

## 2. 研究開発力の強化

- ・ 平時から国内外の多施設共同治験等のネットワーク構築やFirst in Humanをはじめとする早期臨床試験の体制整備を推進
- ・ 基礎研究から臨床研究、公衆衛生対応まで部門間の協働・連携を推進（一気通貫の研究の実施）

- ・ 有事における検査・診断方法、治療薬・治療法、ワクチン等の実用化につなげる
- ・ 新たな研究成果の創出

## 3. 健康危機における臨床機能の強化

- ・ 感染症有事の対応力を高めるためにも、総合病院機能を維持・強化した上で、救急医療や集中治療の充実、災害派遣医療チーム（DMAT）事務局（日本DMATに関する業務の中核となる機関）の移管を実施

- ・ 有事における医療の提供、状況に応じた特別のミッション、全国の医療機関に対する治療法の助言や応援派遣等を充実

## 4. 人材育成・国際協力

- ・ 関係機関との人事交流等による機構内の人材の専門性の向上のほか、各種研修プログラムを充実
- ・ 感染症インテリジェンスや研究・開発における国際連携に加え、二国間等での技術協力・国際展開を実施

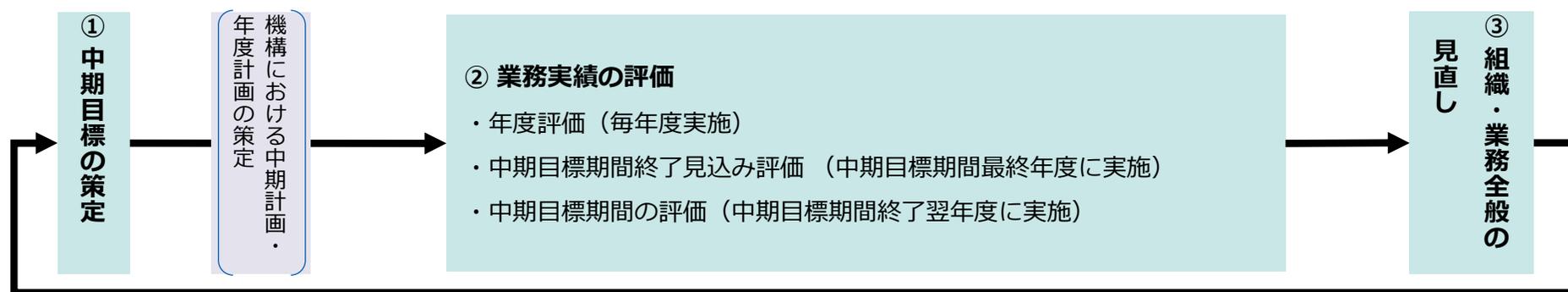
- ・ 国内の多様な公衆衛生対応人材の育成・確保
- ・ グローバルヘルスセキュリティ、UHC（ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ）への貢献

※ 特に、1～3に際し、感染症有事対応にはDXの推進や技術革新による対応能力の強化が重要となるため、政府の医療DX推進の取組等を踏まえ、2機構の各取組も推進していく。また、全体として業務運営の効率化を図る。

# 今後のJIHS評価部会の役割・スケジュールについて

国立健康危機管理研究機構法に基づく機構の評価は、本部会が令和7年4月以降「JIHS評価部会」に移行し、実施。具体的には以下の流れにより、PDCAサイクルを有効に機能させ、効果的かつ効率的な業務運営の向上につなげることであり、「②業務実績の評価」は、令和8年度以降、毎年夏ごろ実施予定。

なお、令和7年度は、NCGMの令和6年度（最終事業年度）の実績評価を実施いただきたい。



## ◆国立健康危機管理研究機構法（令和5年法律第46号）

（中期目標）

第二十七条 厚生労働大臣は、六年間において機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを機構に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等）

第三十条 機構は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、厚生労働大臣の評価を受けなければならない。

- 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度当該事業年度における業務の実績
- 二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
- 三 中期目標の期間の最後の事業年度当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績  
（中期目標の期間の終了時の検討）

第三十二条 厚生労働大臣は、第三十条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、機構の業務における個々の事務又は事業の継続の必要性、組織の在り方その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

附 則

第十六条

6 **国立国際医療研究センターの解散の日の前日を含む事業年度及び中長期目標の期間における業務の実績に関する評価については、独立行政法人通則法第三十五条の六第一項、第三項及び第五項から第九項までの規定を適用する。この場合において、同条第一項の規定による評価は機構が受けるものとし、同条第三項の規定による報告書の提出及び公表は機構が行うものとし、同条第七項前段の規定による通知及び同条第九項の規定による命令は機構に対してなされるものとする。**

# 評価の主な観点について（たたき台）

○ 前回のご議論も踏まえ、資料1の中期目標（案）についての評価の主な観点を整理した。

※ 本日のご議論も踏まえ、実際に評価を行う際に活用することを想定。

※ 機構においてこの観点に沿って業務実績の自己評価を行い、本部会に提出することを想定。

- ① 感染症有事への備えとして、目標の第3の各項目が実施されているか。
- ② 感染症その他の疾患に関し、政府に質の高い科学的知見を提供する観点から、4つの研究部門において、必要な研究基盤が構築されているか。

## （病原体・基盤研究事業）

- ・ 幅広い感染症及び病原体に対する研究体制を構築し、平時の公衆衛生対策に資する研究成果が上げられているか。その上で重点感染症を優先した研究開発体制による研究成果を上げられているか。
- ・ 疫学、免疫学、病理学、生化学、統計学、ゲノム科学等の多様な研究手法を組み合わせることで研究が進められているか。
- ・ 未知の新興・再興感染症に対応するために、大学・研究機関、民間企業等で実施困難な研究に取り組んでいるか。

## （臨床研究事業）

- ・ 我が国の臨床研究・治験の中核的役割を果たしているか。
- ・ 感染症臨床研究ネットワークの運用を通じ、大学・研究機関、民間企業と連携した研究開発が進められているか。

## （国際医療研究事業）

- ・ 国際保健の向上に資する研究が推進されているか。
- ・ 他の国立高度専門医療研究センターとの連携による研究基盤整備、研究の推進がなされているか。

## （公衆衛生研究事業）

- ・ JIHS外の関係機関や研究者との協力体制を構築し、学際的な手法を用いた公衆衛生研究を進められているか。
- ・ 感染症のリスク評価・分析や、予防接種施策の検討、効果的なリスクコミュニケーションの実施等、感染症対策の展開に活用できる研究成果が上げられているか。

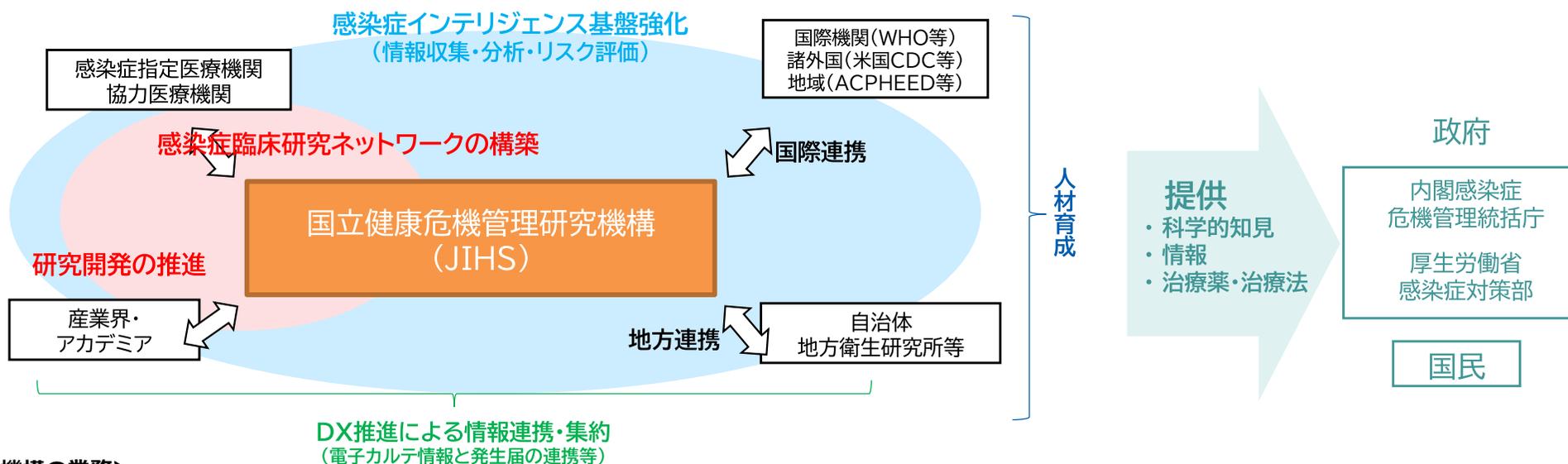
- ③ 感染症にかかる研究体制について、統合に伴う研究部門間の協働・連携により、「基礎研究から臨床研究、公衆衛生研究まで」一気通貫の研究にかかる具体的成果が得られているか。
- ④ 研究成果やサーベイランス業務等を踏まえ、行政への科学的知見の提供が適時・適切になされているか。
  - ・ 積極的疫学調査等の実施状況
  - ・ JIHSにおける平時の情報収集・分析に基づく、政府（内閣感染症危機管理統括庁及び厚生労働省）に対する積極的情報提供の内容、頻度
  - ・ 政府の求めに応じた情報提供の内容、迅速性
- ⑤ 総合病院機能等の維持・強化が図られているか。
  - ・ 病院機能の評価の各種指標（救急搬送患者応需率、病床利用率等）
  - ・ 政策医療（HIV、肝炎）における拠点病院としての機能
  - ・ DMAT事務局の活動実績（研修の実施を含む）
- ⑥ JIHS内外の人材育成等が着実に行われているか。
  - ・ JIHS内の研究者や各種専門職の確保状況、他の研究機関、国際機関等への派遣状況
  - ・ 国内の公衆衛生人材の量的確保の状況（JIHSで実施する各種研修プログラムによる養成人数の状況）
  - ・ サージキャパシティの確保状況（有事に確保可能な実員ベースでの具体的内容）
- ⑦ 国際連携・協力の取組が着実に行われているか。
  - ・ 国際機関や各国政府等への派遣、研修受け入れ、医療技術等の国際展開活動等の実績
- ⑧ JIHSの活動成果の普及にかかる活動が積極的になされているか。
  - ・ 組織広報にかかる活動状況（一般向け・医療機関向け）
  - ・ 感染症その他の疾患に関する情報発信の状況（〃）
- ⑨ 政府が進める医療DXの各施策を踏まえた研究開発等の取組が進められているか。
  - ・ 新たな研究成果の創出
  - ・ 業務の効率化の状況
- ⑩ 業務運営の効率化、財務内容の改善等につき、着実に対応されているか。

# 国立健康危機管理研究機構（JIHS）の目的・機能

## 1 機構の目的

- 令和5年5月に国立健康危機管理研究機構法が成立し、**内閣感染症危機管理統括庁・厚生労働省感染症対策部**に科学的知見を提供する「**新たな専門家組織**」として、国立感染症研究所と国立国際医療研究センターを一体的に統合し、令和7年4月に**国立健康危機管理研究機構（Japan Institute for Health Security、略称 JIHS ジース）**が設立される。
- **新型インフルエンザ等対策政府行動計画（令和6年7月2日閣議決定）**においては、次の感染症危機への備えをより万全にしていくため、JIHSが果たす役割として「①情報収集・分析・リスク評価、②科学的知見の提供・情報発信、③研究開発や臨床研究等のネットワークのハブ、④人材育成、⑤国際連携」が求められている。

## 2 機構の機能



### <機構の業務>

- 感染症その他の疾患に係る予防・医療に関し、調査・研究・分析・技術の開発を行うとともに、これに密接に関連する医療を提供する。
- 予防・医療に係る国際協力に関し、調査・研究・分析・技術の開発を行う。また、国内外の人材の養成及び資質の向上を行う。
- 感染症等の病原等の検索及び予防・医療に係る科学的知見に関する情報の収集・整理・分析・提供を行う。
- 病原体等の収集・検査・保管及びその実施に必要な技術開発・普及等を行うほか、地方衛生研究所等の職員に対し研修等の支援を行う。
- 科学的知見を内閣総理大臣（内閣感染症危機管理統括庁）及び厚生労働大臣（感染症対策部）に報告する。
- 上記のほか、国立感染症研究所、国立国際医療研究センターの業務を引き継いで実施する。

## 国立健康危機管理研究機構の研究開発に係る評価に関する主な評価軸等について

中期目標	主な評価軸	備考 (関連する評価指標、モニタリング指標等)
4事業の横断的観点	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症にかかる研究体制について、統合に伴う研究部門間の協働・連携により、「基礎研究から臨床研究、公衆衛生研究まで」一貫通貫の研究にかかる具体的成果が得られているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究4部門での合計原著論文数4,500件以上</li> <li>First in Human試験実施件数1件以上</li> <li>部門間の協働・連携による各分野の画期的な研究成果4件以上</li> </ul>
病原体・基盤研究事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅広い感染症及び病原体に対する研究体制を構築し、平時の公衆衛生対策に資する研究成果が上げられているか。その上で重点感染症を優先した研究開発体制による研究成果を上げられているか。</li> <li>疫学、免疫学、病理学、生化学、統計学、ゲノム科学等の多様な研究手法を組み合わせる研究が進められているか。</li> <li>未知の新興・再興感染症に対応するために、大学・研究機関、民間企業等で実施困難な研究に取り組んでいるか。</li> </ul>	(再掲) <ul style="list-style-type: none"> <li>研究4部門での合計原著論文数4,500件以上</li> <li>部門間の協働・連携による画期的な画期的な研究成果4件以上</li> </ul>
臨床研究事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>我が国の臨床研究・治験の中核的役割を果たしているか。</li> <li>感染症臨床研究ネットワークの運用を通じ、大学・研究機関、民間企業と連携した研究開発が進められているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師主導治験実施件数14件以上</li> <li>国際共同治験への参加数90件以上</li> <li>臨床研究実施件数2,700件以上</li> <li>治験（製造販売後臨床試験も含む）180件以上</li> </ul>
国際医療研究事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際保健の向上に資する研究が推進されているか。</li> <li>他の国立高度専門医療研究センターとの連携による研究基盤整備、研究の推進がなされているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療推進に大きく貢献する研究成果26件以上</li> </ul>
公衆衛生研究事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>JIHS外の関係機関や研究者との協力体制を構築し、学際的な手法を用いた公衆衛生研究を進められているか。</li> <li>感染症のリスク評価・分析や、予防接種施策の検討、効果的なリスクコミュニケーションの実施等、感染症対策の展開に活用できる研究成果が上げられているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症対策の展開に活用できる研究成果20件以上</li> </ul>